

# 入札説明書

山口労働局総務部

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 吉高 徹

## 2 競争に付する事項

- (1) 件名 下関公共職業安定所における複合機の調達及び保守契約一式
- (2) 仕様等 別添 仕様書による
- (3) 履行期限 別添 仕様書による

なお、履行時期について詳細は山口労働局職員と別途打ち合わせとするが、令和7年2月～3月中旬のいずれかの平日の9時00分から17時00分の間に納入設置等を行うこと。

- (4) 履行場所 下関公共職業安定所（下関市貴船町3丁目4番1号）
- (5) 入札方法

落札者の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）をもって行うので、

- ① 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条に規定される次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。ただし、未成年者、被保険者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
  - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 予決令第71条の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者は競争に参加する資格を有さない。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
  - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 予決令第72条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 経営状態又は信用度が著しく不健全であると認められる者
- ② 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- ③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載し、又はしなかった者

(4) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 予決令第73条に規定される次の要件を満たす者であること。

- ① 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。
  - ア. 厚生年金保険    イ. 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
  - ウ. 船員保険    エ. 国民年金    オ. 労働者災害補償保険    カ. 雇用保険

※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- ② この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※ 上記に該当するおそれがある者は、あらかじめ4(3)②に照会すること。
- ③ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。

#### 4 入札手続き

本件入札は電子調達システムにより行う。入札書は、政府電子調達システム（G E P S）により提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は、別添「紙入札方式参加申込書」及び「紙入札業者登録票」を令和7年1月30日（木）17時00分までに、山口労働局総務部総務課会計第一係に持参又は書留等到着が確認できる特殊取扱郵便により提出することによって、入札への参加を可能とする。

（電子調達システムのURL 政府電子調達（G E P S） <https://www.portal.go.jp/>）

入札は、システムに定める手続きに従い、令和7年1月28日（火）17時00分までに応札品確認書をもって応札品の承認を得た上で、令和7年1月30日（木）17時00分まで入札参加申込の提出を完了し、令和7年1月31日（金）12時00分までに入札書を提出しなければならない。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

##### (1) 参加申込み

###### ① 電子調達システムによる入札の場合

ア この一般競争に電子調達システムによる入札参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムの手順に応じて令和7年1月30日（木）17時00分までに提出しなければならない。

競争参加資格等確認関係書類を電子データ化する際は、各項目別に一つのファイルを作成するものとする。また、電子調達システムはシステム上、一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、L Z H形式又はZ I P形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

なお、送付する際において、システム上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。

イ 電子調達システムで入札参加をする場合であって、特段の事情により競争参加資格等確認関係書類を電子データ化することができない場合については同書類を紙によって提出することを認めるが、その場合は令和7年1月30日（木）17時00分までに下記（3）②へ連絡すること。

###### ② 紙による入札の場合

ア この一般競争に紙による参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等を令和7年1月30日（木）17時00分までに下記（3）②に提出しなければならない。

イ 郵便により提出する場合は、封筒に「令和7年1月31日開札〔下関公共職業安定所における複合機の調達及び保守契約一式〕の競争参加資格等確認関係書類在中」の旨朱書きし、書留等到着が確認できる特殊取扱郵便によって下記4（3）②あてに期限までに送付しなければならない。なお、電話、電信等による提出は認めない。

ウ 入札書と同時に提出する場合には、入札書と関連書類のみを二重封筒とし、入札参加申込書類については二重封筒にする必要はないが、表封筒にイの朱書きを加えること。

③ (参加申込みに必要な書類)

- ・電子調達参加申込書 (電子調達により申込みを行う場合)
- ・紙入札方式参加申込書 (紙により申込みを行う場合)
- ・紙入札業者登録票 (紙により申込みを行う場合)
- ・資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し
- ・暴力団に該当しない旨の誓約書
- ・保険料納付に係る申立書
- ・自己申告書
- ・一般競争入札関係書類チェックシート

④ 応札品の仕様内容を具備した「応札品確認書」(任意様式可)を作成し、令和7年1月28日(火)17時00分までに「支出負担行為担当官山口労働局総務部長」あてに提出すること。(同等品にて応札する場合は、応札品確認書にカタログ等商品の内容が確認できる書類を添付すること。)

⑤ 開札日までの間において、支出負担行為担当官から前記の書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 入札書及び入札付属書の提出 (電子調達システムによる場合)

入札書の提出期限

令和7年1月31日(金) 12時00分

※通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行ってください。令和7年1月30日(木)までに当局から資格審査結果通知を行うので、当該通知書を待って、令和7年1月31日(金)12時00分までに入札書を提出してください。

(3) 入札書及び入札付属書の提出 (紙による場合)

① 入札書の受領期限

令和7年1月31日(金) 12時00分

※令和7年1月30日(木)以降に入札書を当局が受領するよう配慮してください。  
(過剰に早く提出されることのないようにお願いします。)

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒753-8510 山口市中河原町6番16号

山口労働局総務部総務課会計第一係

(担当者) 徳永 電話 083-995-0364

電子メール tokunaga-honami.77e@mhlw.go.jp

※迷惑メール受信防止のため、ドメイン先頭の@を×に置き換えております。

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙の様式にて作成、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官山口労働局総務部長）及び「令和7年1月31日開札〔下関公共職業安定所における複合機の調達及び保守契約一式〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便により提出する場合は、封筒は二重封筒とし、表封筒に「令和7年1月31日開札〔下関公共職業安定所における複合機の調達及び保守契約一式〕の入札書在中」の旨朱書き、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（3）②あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、書留等到着が確認できる特殊取扱郵便によって提出すること。

※再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出してください。その場合、それぞれの中封筒の表面に何回目入札であることを必ず明記してください。

(4) 電話、電信等による提出は認めない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が別紙の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む）しておくとともに、入札書提出時に別紙による代理委任状を提出しなければならない。

③ 委任状の日付は、提出日を記入すること。

④ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年1月31日（金）14時00分

山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6階

(2) 電子調達による入札の場合

電子調達により入札書を提出した場合は、開札場における立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

(3) 紙による入札の場合

「開札同意書」を提出することにより、入札者又はその代理人の立会いは不要である。  
(その場合は予算決算及び会計令第81条の規定に基づき、開札事務に関係のない当局職員が立会いを行う)

(4) 開札に立ち会う場合の留意点

入札説明書付記事項にて記載する。

(5) 再度入札の取扱い

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定のうえ、再度の入札を行う。なお、電子調達においては、指定の時刻までに再度の入札を行うものとする。

また、紙による入札の場合は、原則として上記4(3)③により提出された、回数に応じた入札書により入札を行うが、複数枚の入札書を提出していなかった場合の取扱いについては、付記事項にて記載する。

## 6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者の決定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

① 本入札説明書4に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭・電子調達システムの落札通知書・電話又はメール等により通知するものとする。

④ 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については後日公表する。

(3) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。契約書は原則として電子調達システムにより作成するが、電子調達シス

テムにより難い旨の申し出があった場合は、紙媒体での契約書作成とする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### (4) 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 保守契約は令和7年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる開札の日には、契約予定者を決定するものであり、契約締結は令和7年4月1日とする。

なお、保守契約は令和7年度予算が成立されることを条件としており、当該契約に係る令和7年度予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約は予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とし、本予算が成立した場合、契約期間を延長するものとする。

(7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

◎不明な点については、下記URLのFAQ参照

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA03/OZA0301>

◎上記で解決しない場合

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) /03-4332-7803 (IP電話等を利用の場合)

◎ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には山口労働局総務部総務課会計第一係へ連絡すること。

(8) 入札参加にあたっての留意事項

##### ① 入札方法について

ア 入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。

イ 入札書に記載する住所、商号及び氏名は、入札者があらかじめ届け出たものを用いること。

ウ 担当者等が入札書等必要な書類を提出した場合であっても、入札に参加を希望する者自身が当該入札への参加を決定したものとする。

エ 入札書の受領期限に遅れた入札は一切認めない。

② 次に掲げる入札は無効にすることがある。

- ア 入札書に記名がされていない入札
- イ 入札金額を訂正した入札
- ウ 金額の数字等が不明瞭な入札
- エ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- オ その他、入札公告若しくは通知、当該入札説明書又は係官が指示した事項に違反した入札

③ 違約金等について

落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

押印が省略された入札書等必要な書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

④ 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札執行前までに「入札辞退届」を山口労働局総務部長に提出（郵送の場合は、入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

⑤ 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。契約締結後に違反が認められた場合は、契約の解除及び違約金を請求することがある。

(9) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は希望に応じ個別に実施するため令和 7 年 1 月 20 日（月）までに山口労働局総務課会計第一係へ連絡すること。また、質問等については、下記のとおり行うこともできる。

(10) 関係書類に疑義があるときは、令和 7 年 1 月 27 日（月）15 時 00 分までに原則として

書面（任意様式）により質問を行うこと（メールも可）。回答は令和 7 年 1 月 29 日（水）までに原則として書面（またはメール）により行うこととし、必要に応じて、質問した業者名を伏せた上でホームページに公開する等の方法により他の業者に対しても回答を公開するものとする。なお、簡易な質問については電話等により行うことも可とする。

(11) 入札参加者は、別紙「競争契約入札心得書」を熟読し遵守すること。

## 入札説明書付記事項

### 1 開札立会いについて

電子入札による場合は、開札立会いは不要です。また、紙入札による場合でも原則開札立会いは不要としますが、予算決算及び会計令第81条の規定に基づき、開札事務に関係のない当局職員が立ち会うため、「開札同意書」を提出していただくこととなります。万が一開札立会いを希望する方がおられましたら、令和7年1月21日（火）までに山口労働局総務課会計第一係までお知らせください。

開札立会いの場合、入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。また、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し、又は提出していただきます。

入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは退場できません。

### 2 入札書の提出について

電子調達による場合、令和7年1月30日（木）17時00分までに、入札参加資格申し込みを行ってください。申し込みを受けて当局が資格審査結果通知を行うので、当該通知書を待って、令和7年1月31日（金）12時00分までに入札書を提出してください。

紙入札による場合は、令和7年1月30日（木）17時00分までに入札参加資格等についての当局の了承を受けた上で入札書を提出してください。ただし、令和7年1月31日（金）12時00分の受領期限は厳守してください。

また、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出してください。

### 3 再入札について

再入札となる場合は、原則同日中に時間等を指定の上、再度の入札を行います。

紙による入札の場合は、令和7年1月31日（金）12時00分までに提出された、回数に応じた入札書により入札を行うことを原則としますが、事前に複数枚の入札書の提出が無い場合は、開札立会いをしている方にはその場で再度入札を案内いたしますので、可能であれば入札書をご提出ください。また、開札立会いをしていない方には電話等の方法により再度入札を案内し、指定時間までに入札書を作成して持参するなどの対応ができないか確認いたしますので、開札時間以降において、入札者又は代理人は、当局と速やかに連絡が取れるとともに、再入札書の提出ができる体制を確保しておいてください。

### 4 落札決定の通知について

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書等又は電子調達システムの入札結果の通知書により通知します。

(参考) 予算決算及び会計令

## 第7章 契約

### 第2節 一般競争契約

第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)

第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)

第3款 落札者の決定等 (第83条～第85条)

#### 第1款 一般競争参加の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる